（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条　新令第三百二十六条第三項（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下この条において「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する年金について適用し、施行日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する年金については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表並びに第二条の三第一項の表、同条第四項の表、同条第七項の表、同条第十項の表及び同条第十四項の表中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を、「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「、第二百二十二条の二第三項の改正規定」及び「第五条、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第二百二十二条の二第三項の改正規定及び附則第五条の規定　平成二十六年一月一日

附則第五条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直**人

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十六号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十八条の二」を「―第六十八条の三」に改める。

第四条の三第四項及び第八項中「すべて」を「全て」に改め、同条第九項中「政令で定める資産又は負債」を「国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債」に、「とする」を「とし、同条第十二号の十四に規定する国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債は、国外にある事業所に属する資産（国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権及び採石法の規定による採石権を除く。）又は負債とする」に改め、同条第十二項、第十六項及び第二十項中「すべて」を「全て」に改める。

第五条第一項第三号ハ中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同項第二十九号ワ中「すべて」を「全て」に改める。

第八条第一項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十八号イ中「おける当該自己の株式」の下に「（ロに掲げるものを除く。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により移転を受けた自己の株式　第百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）に規定する帳簿価額、第百二十三条の四（適格分社型分割における分割承継法人の資産及び負債の取得価額）に規定する帳簿価額、第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）に規定する帳簿価額に相当する金額（同条に規定する費用の額が含まれている場合には、当該費用の額を控除した金額）又は第百二十三条の六第一項（適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額）に規定する帳簿価額

第八条第一項第十九号中「法第二十四条第一項各号」を「当該法人（内国法人に限る。）が法第二十四条第一項各号」に改め、「なつた場合（」の下に「当該他の内国法人の」を、「及び当該みなし配当事由」の下に「（当該残余財産の分配を受けないことが確定したことを含む。）」を加え、同条第六項中「のみなし配当事由」の下に「（同号の残余財産の分配を受けないことが確定したことを含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第九条第一項第二号中「生じた場合には」を「生じた場合には、」に改め、「ものとし、当該資産が当該被合併法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する資産であつた場合には当該資産の価額として当該法人の帳簿に記載された金額とする」及び「（当該負債が当該被合併法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する負債であつた場合には、当該負債の価額として当該法人の帳簿に記載された金額）」を削り、「減算した金額」の下に「（当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人が公益法人等である場合には、当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の利益積立金額に相当する金額）」を加え、同条第二項第二号中「、法第三十三条第二項」を「及び法第三十三条第二項又は第三項」に改め、「及び同条第三項に規定する評価換え」を削り、同条第四項第一号及び第二号中「合計額」の下に「（第二項第四号に掲げる事由に該当する場合には、イに掲げる金額）」を加える。

第九条の二第一項第一号ヘ中「政令で定めるものに相当する金額」を「政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額」に改める。

第十三条第二号中「さん橋」を「桟橋」に改め、同条第八号ソを同号ツとし、同号ルからレまでを同号ヲからソまでとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　公共施設等運営権

第十三条第九号ロ中「なし樹」を「梨樹」に、「かき樹」を「柿樹」に改める。

第十四条の十第六項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）の項中「前条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十二条第一項第一号中「第二十八条第二項第二号（棚卸資産の切放し低価法）を除き、」を削り、同条第五項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条第一項中「評価の方法は」を「同項に規定する政令で定める評価の方法は」に改め、同項第一号中「この条」を「この項」に改め、同項第二号中「この条」を「この号」に、「同号」を「前号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号イ」を「前項第一号イ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十一条第一項中「規定する」の下に「評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により評価しなかつた場合における」を加える。

第三十三条第一項第二号中「第三十三条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「又は同条第三項に規定する評価換え」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第四十八条第一項中「この目から」を削り、同条第五項第三号イ中「、法第三十三条第二項」を「及び法第三十三条第二項又は第三項」に改め、「及び同条第三項に規定する評価換え」を削り、同項第四号中「第三十三条第三項に規定する」を「第三十三条第三項の規定の適用を受ける」に改める。